

第2期 川口市 子ども・子育て支援事業計画

みまもる目 つながる手
子どもとともに育つまち かわぐち



令和2年3月
川口市

計画の基本的な考え方

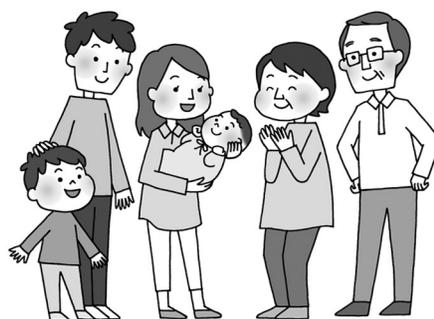
◇計画策定の背景と目的

わが国では少子高齢化と人口減少が予測されており、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。こうした社会状況を背景に、平成 27 年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業がはじまりました。

川口市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度から令和元年度を計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定、平成 29 年度には中間見直しを行い、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するべく、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図ってきました。

この度、第 1 期計画の完了を迎えたことから、社会動向を念頭に置きながら、第 1 期計画の実績、施策推進の課題を整理し、「第 2 期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画に基づき、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。



◇計画の性格と位置づけ

【法的根拠】

子ども・子育て支援法に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(下記の計画を包含します)

- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく、「次世代育成支援行動計画」
- ◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、「自立促進計画」
- ◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)に基づく、「子どもの貧困対策計画」
- ◆ 厚生労働省通知に基づく、「母子保健計画」

◇計画の期間

令和 2 年度(2020 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 5 年間とします。

計画の基本的な考え方

◇基本理念

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

◇子ども・子育て支援を推進する3つの基本目標

目標 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】

- ◆ 子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、すべての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。
- ◆ 次の5年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。

目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】

- ◆ 子どもは自ら“育つ力”を持っています。心身ともに健やかに成長しようとする、子どもの主体的な「子育て」を応援する環境が重要になります。
- ◆ 次の5年間では、出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。
- ◆ 地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。

目標 3 すべての市民が参加する子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために【子育て環境づくり】

- ◆ 温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。
- ◆ 次の5年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。
- ◆ 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

計画の基本的な考え方

◇計画の体系

基本理念	みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち
------	---------------------------------



目標	施策の方向性	施策
目標 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】	(1) 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり	① 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実
		② 保育の質を高める取り組みの推進
	(2) すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実	① 子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減） ② 子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実 ③ 子育て家庭の経済的支援
目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】	(1) 心身の健やかな成長の支援	① 子どもと保護者の健康の確保・増進
		② 食育の推進
	(2) 個性を伸長する教育と次世代育成	① 子どもの居場所づくりの拡充
		② 日本語学習の支援
目標 3 すべての市民が参加する子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために【子育て環境づくり】	(1) 子育て・子育て参加の意識啓発と実践	① 市民が応援する子育て・子育ての環境づくり
		② 児童虐待防止対策の強化
	(2) 様々な状況にある子育て家庭への支援	① 子育て家庭の状況に応じた支援
		② 子どもの発達を支援する取り組み
		③ 障害児への支援の充実
重点項目	① 認定こども園への移行促進 ② 公立保育所のあり方の検討 ③ 子ども家庭総合支援拠点の整備 ④ 放課後児童対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）	

総合的な施策の展開

目標 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために

【家庭支援】

施策の方向性（1）子育てと就労を安心して両立できる環境づくり

都心のベッドタウンという地域性を勘案し、市民が安心して子育てと就労を両立することのできる環境づくりに向けて、多様な保育ニーズに対応する必要があります。そのため、市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の体制強化と利用促進を図ります。また、関係機関と連携して、病児・病後児保育事業の充実を図るとともに、各種事業については、利用ニーズと運営主体となる事業所等の意向を踏まえ、提供体制の確保を進めます。

保育の提供量の確保と質の向上を一体として捉え、保育現場の状況を把握しながら、保育の質を高める研修の一層の充実を図ります。また、関係団体との連携を深め、行政に期待される役割を果たす取り組みの研究と実践を進めます。

施策の方向性（2）すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実

育児不安の軽減や育児の孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を地区担当の保健師等が訪問します。早い時期から子育て家庭とのつながりを持つことで、子育てを楽しむ家庭を支えています。

子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭において、子どもが安心してゆとりある生活を送ることができるよう、妊娠期から子育て期の母子保健及び育児に関する相談支援拠点となる子育て世代包括支援センター事業の拡充に努めます。

また、初めての子育てを学ぶ機会を提供するとともに、子育て家庭同士の交流や仲間づくりを促すため、中学校区に1か所を目指して地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

家庭の経済状況によって、子どもの受ける教育、福祉、医療等に格差が生じないように、子育て家庭への経済的支援を継続します。

総合的な施策の展開

目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために

【子ども支援】

施策の方向性（1）心身の健やかな成長の支援

子どもと保護者にとって心身の健康は充実した生活の基本です。しかし、近年、子育て中の保護者が家庭や地域で孤立するケースが増えているため、子どもと保護者の心身の健康に生じる問題を早期に発見・対応する必要性が高まっています。

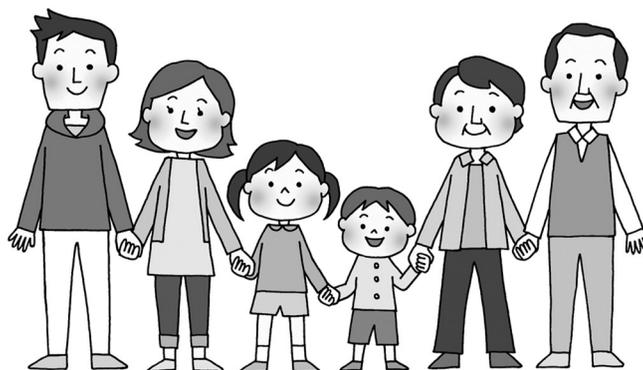
妊娠・出産・育児と続く時間軸の中で、母子健康手帳の交付から各種健康診査、予防接種等を通じて、子どもの成長と保護者の健康増進を継続的に支えます。

「食」を通じて心身の健全育成、豊かな人間性の形成、家族関係づくりがなされるよう、乳幼児期に望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

施策の方向性（2）個性を伸長する教育と次世代育成

子どもの安全・安心な居場所を作り、その健全な育成を図るため、学校や民間団体等と協力して、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童センター事業等の拡充と質の向上に取り組みます。

日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の増加が見込まれることから、学校生活と社会生活の基本となる日本語でのコミュニケーションがとれるよう、日本語学習の支援を図ります。



総合的な施策の展開

目標 3 すべての市民が参加する 子育て・子育てにやさしい 「まちづくり」のために

【子育て環境づくり】

施策の方向性（1）子育て・子育て参加の意識啓発と実践

市民、各種団体等の協力を仰ぎながら、地域全体で「子育てを応援するまち」「子育てにやさしいまち」の機運を高めます。

全国で児童虐待の事件が後を絶たない現状を踏まえ、本市では要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。

児童虐待を未然に防ぐために、市民に児童虐待防止に関する意識啓発や相談窓口の周知を図るとともに、福祉・教育・医療等と連携し、乳幼児健診の未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認に取り組みます。また、令和4年度までに、子ども家庭総合支援拠点機能の整備を進めます。

施策の方向性（2）様々な状況にある子育て家庭への支援

様々な状況にある子育て家庭が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を応援するため、国や県の制度も活用しながら、生活の安定、資格取得、職業能力向上を支援する事業を継続します。

子ども一人ひとりを取り巻く環境や心身の状態を十分に踏まえ、学習と体験の機会の拡充、心身の発達への支援、障害のある子どもにとっても住みやすいまちづくりに向けて、当事者団体、専門機関、支援者等との連携をさらに進め、地域全体で支援する体制を強化します。

その一環として、乳幼児から学齢期を切れ目なく支援するため、子ども発達相談センターを開設し、連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

総合的な施策の展開

本市の課題解決に向けた重点項目

重点項目（１）認定こども園への移行促進

《課題》 夫婦ともフルタイムで働く世帯で、子どもに幼児教育を受けさせたいという希望に対応できる施設が少ない状況です。

《方針》 既存幼稚園が比較的多いという本市の利点を生かし、既存幼稚園の認定こども園への移行を支援して保育定員の確保をさらに進める他、就労形態に関わらず子どもに教育・保育を受けさせることができる施設の整備を進めます。併せて、これまで実施してきた私立幼稚園における長時間預かり事業を引き続き推進します。

重点項目（２）公立保育所のあり方の検討

《課題》 子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し、保育所に求められる役割は大きくなっています。また、民間保育所の整備の推進に伴い、保育の質の確保が急務となっています。一方で、老朽化した公立保育所の再整備が必要です。

《方針》 公立保育所が新たに担うべき役割について整理するとともに、民間活力の導入も視野に入れた、公立保育所の再構築について検討していきます。

重点項目（３）子ども家庭総合支援拠点の整備

《課題》 増加する児童虐待相談に対応するための体制強化が求められています。

《方針》 子育てをする中での様々な悩みや困りごとの相談、児童虐待への対応を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と、児童虐待防止・早期発見のための啓発活動等を実施します。

重点項目（４）放課後児童対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）

《課題》 児童数が多い小学校では放課後児童クラブを実施する余裕教室等の確保が難しく、児童数増加が見込まれる小学校でも同様の状況が想定されます。

《方針》 現状では児童の健全な育成を図る放課後児童クラブの目的達成が難しくなると判断される場合に限り、移動における児童の安全対策に万全を期すことを前提に放課後児童クラブを学校敷地外に設置することを検討します。

放課後子供教室は毎年度5教室程度の増設を目指し、令和5年度には全小学校区での実施を目標とします。新規に開設する放課後子供教室及び既存の教室を含め、放課後児童クラブとの一体型教室の割合を増やします。

量の見込みと提供体制

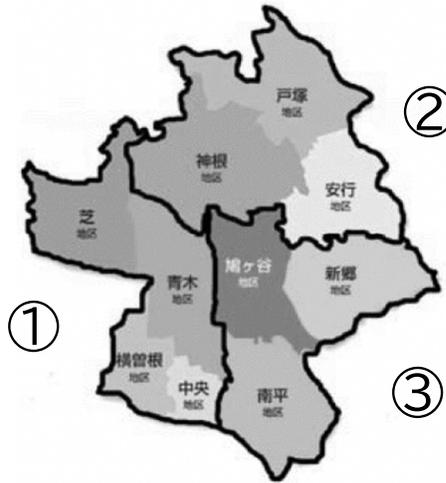
◇教育・保育提供区域

第1期計画に引き続き、3つの教育・保育提供区域とします。

<提供区域① 中央・横曽根・青木・芝>

<提供区域② 神根・安行・戸塚>

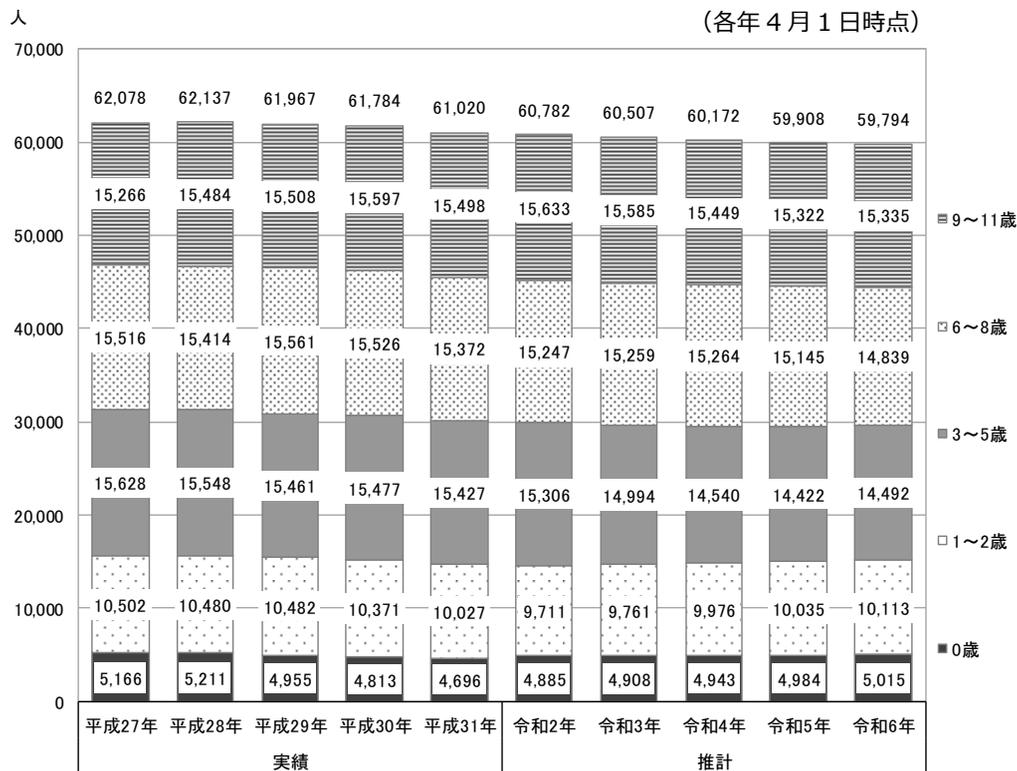
<提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷>



◇将来の子ども人口

都心のベッドタウンとして人口増加が続くものの、本市全体の子ども人口は平成31年から令和6年にかけて就学前の子ども（0～5歳）は500人程度の減少、小学生（6～11歳）は700人程度の減少が予測されます。

【川口市の将来子ども人口】



量の見込みと提供体制

◇ 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(単位：人)

年度	区分	1号認定 (3-5歳)	2号認定 (3-5歳)		3号認定 (0-2歳)	
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳
令和2年度 (令和3年4月 1日時点)	量の見込み ①	6,991	2,133	5,728	4,863	972
			7,861		5,835	
	提供体制の確保の 内容・実施時期 ②	10,759	570	7,633	4,761	973
			8,203		5,734	
②-①	3,768	-1,563	1,905	-102	1	
		342		-101		
令和3年度 (令和4年4月 1日時点)	量の見込み ①	6,780	2,067	5,556	4,975	982
			7,623		5,957	
	提供体制の確保の 内容・実施時期 ②	10,334	950	7,708	4,841	983
			8,658		5,824	
②-①	3,554	-1,117	2,152	-134	1	
		1,035		-133		
令和4年度 (令和5年4月 1日時点)	量の見込み ①	6,725	2,050	5,512	5,006	993
			7,562		5,999	
	提供体制の確保の 内容・実施時期 ②	9,909	1,330	7,783	4,921	993
			9,113		5,914	
②-①	3,184	-720	2,271	-85	0	
		1,551		-85		
令和5年度 (令和6年4月 1日時点)	量の見込み ①	6,757	2,057	5,541	5,048	1,002
			7,598		6,050	
	提供体制の確保の 内容・実施時期 ②	9,484	1,710	7,858	5,001	1,003
			9,568		6,004	
②-①	2,727	-347	2,317	-47	1	
		1,970		-46		
令和6年度 (令和7年4月 1日時点)	量の見込み ①	6,873	2,090	5,638	5,088	1,014
			7,728		6,102	
	提供体制の確保の 内容・実施時期 ②	9,059	2,090	7,933	5,081	1,013
			10,023		6,094	
②-①	2,186	0	2,295	-7	-1	
		2,295		-8		

◇ 提供体制の確保の考え方

国の子育て安心プランに従い、令和2年度末までに待機児童ゼロを達成するための必要な施設整備を行います。令和3年度以降は、ニーズの伸びに合わせ、主に低年齢児の定員を確保します。また、長期的には少子化傾向であること、2号認定の教育ニーズが高まっていることから、既存幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

量の見込みと提供体制

◇地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

【 】内は川口市の事業名

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
確保方策の考え方	保育施設の整備に併せて、全施設の事業実施に努めます。

(単位:人)

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	7,851	7,795	7,761	7,760	7,813
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	7,851	7,795	7,761	7,760	7,813
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
確保方策の考え方	今後も待機児童がでないよう提供体制の確保に努めます。確保の方法については、学校の余裕教室・特別教室を活用するとともに、教室等の活用が難しくなった地域においては校外での整備も視野に入れて提供体制の確保に努めます。児童数の増減については学校区ごとに状況が異なることから地域の実情に応じきめ細かな対応をします。

(単位:人)

量の見込みと確保方策		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	小学1年生	1,832	1,843	1,905	1,873	1,780
	小学2年生	1,572	1,564	1,584	1,633	1,612
	小学3年生	1,224	1,270	1,264	1,270	1,313
	小学4年生	703	681	713	704	703
	小学5年生	229	230	223	235	235
	小学6年生	56	58	56	56	58
	合計 ①	5,616	5,646	5,745	5,771	5,701
提供体制の確保の内容・実施時期 ②		5,616	5,646	5,745	5,771	5,701
(か所)		52	52	52	52	52
②-①		0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

量の見込みと提供体制

(3) 一時預かり事業（未就学児）

事業の概要	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、幼稚園、認定こども園、保育所、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、子どものトワイライトステイ事業において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。
確保方策の考え方	<p>①幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用） 幼稚園や認定こども園での預かり保育実施の充実に努めます。</p> <p>②幼稚園の一時預かり（2号認定による利用） 幼稚園での預かり保育実施の充実に努めます。</p> <p>③一時預かり事業（保育所）、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、子どものトワイライトステイ事業</p> <p>○一時預かり事業（保育所） 保育所等の施設整備と併せて、実施施設の確保に努めます。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業（未就学児） サポーター会員の増員や既存会員の継続活動につながるような取り組みを行い、体制の確保に努めます。</p> <p>○子どものトワイライトステイ事業 事業実施施設より事業廃止手続きがされたため、現在、提供体制の確保ができていない状況です。利用状況については、直近5年間の利用はなく、また、ニーズ調査においても、利用希望はなしという結果です。事業再開には一定の期間が必要であることから、今後は、事業実施方法や実施施設について再検討し、当面は、令和6年度に地区ごとではなく市内で1か所とし提供体制の確保に努めます。</p>

①幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用）

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

②幼稚園の一時預かり（2号認定による利用）

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

量の見込みと提供体制

※幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用と2号認定による利用の合計）

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	233,500	233,500	233,500	233,500	233,500
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	233,500	233,500	233,500	233,500	233,500
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

③一時預かり事業（保育所）、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、子どものトワイライトステイ事業

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	13,960	13,960	13,960	13,960	14,210
②-①	0	0	0	0	250

※各年度の末日を基準日とする

（4）病児・病後児保育事業

事業の概要	病児・病後児について、医療機関に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。
確保方策の考え方	医療機関への協力依頼を行い、令和2年度及び令和4年度にそれぞれ1か所開設し、見込み量の確保に努めます。

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	1,060	1,140	1,330	1,330	1,330
（か所）	3	3	4	4	4
②-①	-270	-190	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

（5）ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（子育て援助活動支援事業）

事業の概要	小学生の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
確保方策の考え方	サポーター会員の増員や既存会員の継続活動につながるような取り組みを行い、体制の確保に努めます。

（単位：年間の延べ利用日数）

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

量の見込みと提供体制

(6) 子育て短期支援事業【子どものショートステイ事業】

事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。
確保方策の考え方	市内に1か所、市外に1か所の計2か所の施設を確保していますが、直近5年間の利用実績がない状況となっています。また、ニーズ調査では、直接的な当該事業にかかる利用希望は「なし」との回答を得ていることから、現状維持の量の確保とします。

(単位:年間の延べ利用回数)

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	10	10	10	10	10
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	10	10	10	10	10
(か所)	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(7) 地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター、つどいの広場事業、おやこの遊びひろば事業】

事業の概要	乳幼児及びその保護者が気軽につどい、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。
確保方策の考え方	既存の公共施設の建替え時や民間保育所開設時等の様々な機会を捉え、見込み量の確保に努めます。

(単位:年間の延べ利用回数)

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	180,000	184,000	187,600	190,000	190,000
(か所)	54	56	59	61	61
②-①	-10,000	-6,000	-2,400	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(8) 利用者支援事業

事業の概要	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような実施する事業です。
確保方策の考え方	<p>【基本型・特定型】は、1区域1か所で実施し、子育て情報の提供や相談等による支援の充実に努めます。</p> <p>【母子保健型】は、令和2年度から中央、芝・神根地区を担当する保健ステーションにおいても、実施できるように努めます。</p>

量の見込みと提供体制

◆基本型・特定型

(単位：か所)

量の見込みと確保方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	3	3	3	3	3
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

◆母子保健型

(単位：か所)

量の見込みと確保方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	7	7	7	7	7
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	7	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業】

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
確保方針の考え方	原則として、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象としていることから、人口推計に基づく量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

(単位：人)

量の見込みと確保方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	4,885	4,908	4,943	4,984	5,015
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	4,885	4,908	4,943	4,984	5,015
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

事業の概要	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。
確保方針の考え方	養育支援が特に必要とされた家庭に対して適切な養育を支援するため、量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

(単位：人)

量の見込みと確保方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	270	280	290	300	310
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	270	280	290	300	310
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

量の見込みと提供体制

(11) 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
確保方策の考え方	全対象者が健診を受けられるように周知勧奨します。

(単位:人)

量の見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	5,235	5,258	5,293	5,334	5,365
提供体制の確保の内容・実施時期 ②	5,235	5,258	5,293	5,334	5,365
②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	低所得で生計が困難な家庭等の子どもが保育所や幼稚園等を利用する際に、保護者の負担軽減を図るため、施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具の購入等にかかる費用や副食材料費を助成することを目的とした事業です。
確保方策の考え方	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、事業の拡充が図られました。今後も、対象者の把握等に努め実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要	待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の教育・保育ニーズに沿った施設整備等を行う必要があります。本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する支援を行う他、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、必要な援助を行う事業です。
確保方策の考え方	市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備等が図られるよう調査研究を行う他、適切な支援の方法についても検討します。

川口市子どもの貧困対策計画

◇計画の背景

日本の子どもの相対的貧困率が世界各国の中で比較的高いこと等を背景に「子どもの貧困対策推進法」が平成 26 年 1 月に施行されました。この法律に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を平成 26 年 8 月に閣議決定しました。「子どもの貧困対策推進法」は令和元年 6 月に改正され、市町村の「子どもの貧困対策についての計画」の策定が努力義務となりました。また、国は令和元年 11 月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困に関する指標の改善に向けた重点施策に取り組むこととしています。

埼玉県では子どもの貧困対策推進法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画を「埼玉県子育て応援行動計画」（令和 2～6 年度）に位置付けました。

本市では平成 30 年度に市内の小・中学生及びその保護者を対象に「子どもの生活実態調査」（アンケート調査）を実施しました。この結果を踏まえ、困難な状況に置かれている子どもとその家庭を取り巻く状況に応じて子どもの貧困対策を進めます。

◇基本理念

すべての子ども達に、生まれ育った家庭の経済状況等に関わらず、
未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を保障します。

◇基本目標

目標 1	教育の支援	子どもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を伸ばすことのできる支援を行います。
目標 2	生活の支援	子どもが社会的に孤立することのないよう、生活面の支援を行います。
目標 3	保護者の就労支援と経済的支援	保護者が経済的、社会的に自立できるよう、支援を行います。
重点施策 1	子どもの生活・学習支援事業	
重点施策 2	社会資源のネットワーク化	

川口市子どもの貧困対策計画

◇本市の取り組み

目標 1 教育の支援

《課題》（本市の子どもの生活実態調査結果からみた生活困難層の傾向）

- 生活困難層の家庭の子どもは、学校の授業の理解度が低い傾向があり、学年が上がるほど、その傾向が高まっています。また、子どもが学習できる環境や習慣がない他、経済的理由から通塾できていない家庭が多くなっています。
- 生活困難層の家庭では、大学進学希望が低く、教育資金の準備ができていないケースもみられます。また、仮に進学を希望したとしても、費用等の懸念から進学を断念するケースもみられます。
- 生活困難層の家庭の子どもの中には、学校に通うことに積極的になれない子どももいます。

《施策の方向性》

- 全ての子どもが、年齢や発達、授業の理解度等に合わせた質の高い教育・保育を受けられるようにします。
- 学校外での学習習慣を定着させるための支援を進めます。
- 進学にかかる教育資金の支援等を進めます。
- 学校に配置されているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、配慮が必要な子どもをサポートできる体制を充実させます。

目標 2 生活の支援

《課題》（本市の子どもの生活実態調査結果からみた生活困難層の傾向）

- 生活困難層の家庭の保護者は、情報源が少なく各種支援制度の利用方法が分からず、情報を十分に入手できていないことがうかがえる他、子どもに関して相談できる場所が少ない傾向にあります。
- 生活困難層の家庭では、家族で過ごす時間が少ない状況であり、子どもが何でも相談できる場所が必要とされています。
- 生活困難層の家庭では、朝食を毎日食べない、栄養バランスが悪い、歯みがきの習慣がなく虫歯が多い等、適切な生活習慣が身についていない割合が高くなっています。
- 生活困難層の家庭の子どもは、保護者と関わる時間が少ない他、中学生においては、「自分は家族に愛されていると思う」、「自分は人のために役立っていると思う」といった自己肯定感が低い傾向がみられます。

川口市子どもの貧困対策計画

《施策の方向性》

- 親の妊娠・出産期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うべく、相談窓口等を充実させる取り組みを進めます。
- 保護者と対面した際等に必要な情報を提供する他、複雑な問題を抱えている保護者に対しては、保健、福祉、教育等の関係者間で必要な情報を共有し、連携して適切な支援につなげます。
- 子どもが、学校内での諸活動等と併せて、同世代の子どもや保護者、地域の人と安定的な関係を築き、自己肯定感を育むことができるよう、取り組みを進めます。
- 適切な食習慣、生活習慣を身に付けるための取り組みを進めるとともに、子どもが何でも相談できる居場所づくりの取り組みを進めます。

目標 3 保護者の就労支援と経済的支援

《課題》（本市の子どもの生活実態調査結果からみた生活困難層の傾向）

- 生活困難層の保護者は、正社員以外の働き方が多い傾向があります。
- 生活困難層の母親は、非生活困難層と比べ、長時間勤務となる傾向があります。

《施策の方向性》

- 収入増に向けた転職や資格取得の支援、就労に向けた支援を進めます。
- 生活を下支えするため、必要な経済的支援を進めます。

重点施策 1 子どもの生活・学習支援事業

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持てるようにする取り組みは、極めて重要です。子どもの生活・学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を中心に、居場所づくりや親への養育支援、家庭訪問などを通じて、子どもの将来の自立へ向けたきめ細かな支援を行うものです。

重点施策 2 社会資源のネットワーク化

川口市社会福祉協議会がこれまで培ってきたネットワーク等を生かしつつ、子どもとその保護者に対する支援を行う団体と市との連携、支援を行う団体同士の連携をさらに深める取り組みを進めます。そして、困難な状況にある子どもやその保護者に対して、早い段階から支援を行うとともに、継続的なサポートを行うことができる体制づくりを進めます。

計画の推進

◇計画の点検・評価

- ◆ PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき計画を推進します。
- ◆ 「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きのある場合、必要に応じて計画を見直します。

◇児童福祉専門分科会

- ◆ 児童福祉分野の学識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者等で構成される児童福祉専門分科会において、計画の点検・評価の結果等について審議します。

◇地域や関係機関との連携

- ◆ 幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。
- ◆ 子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、子育てに関わる資格取得者だけでなく、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。
- ◆ 計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

◇国・県との連携

- ◆ 国の法制度の趣旨を踏まえるとともに、「埼玉県子育て応援行動計画」における各種施策との整合を図る等、国や県と連携した取り組みを進めます。

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：令和2年3月

企画・編集：川口市 子ども部 子ども総務課

〒332-8601

埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電話 048-258-1110（代表）

